



2026年4月27日

各 位

会 社 名 ENEOSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 宮田 知秀
コード番号 5020 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 インバスター・リレーションズ部 IRグループマネージャー
於勢 孝
(電話番号 03-6257-7075)

当社グループ会社の起訴および今後の対応について

2026年4月17日、当社グループ会社である株式会社ENEOSウイングが、東京都に交渉窓口が存在する運送業者等向け軽油販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会から刑事告発され、同日、東京地方検察庁により起訴されました。

お取引先様、株主の皆様をはじめ、関係先の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、ガバナンス・コンプライアンス強化の取り組みを進めてきたところ、グループ会社においてこのような問題が起きてしまったことは、その一部に実効性が伴っていなかったという課題を示すものとして、重大かつ厳粛に受け止めております。

現在、株式会社ENEOSウイングにおいて関係当局の調査に協力しているところですが、この結果を待つことなく、以下のガバナンス・コンプライアンスの再構築に先行して取り組んで参ります。

株式会社ENEOSウイングとしては、今後の課題解決を強力に推進することを目的として、経営体制を改めるとともに、コンプライアンス・内部統制の専任組織を設置し、これらに精通した人材を配置する等、再発防止にむけて組織・人員体制を抜本的に強化することとしました。

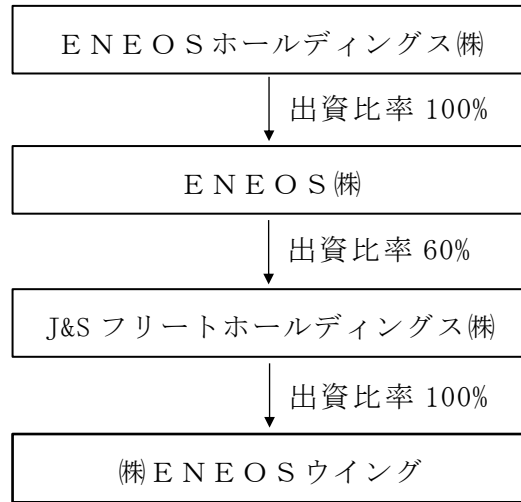
当社としては、グループ会社に対し、遵法状況点検の実施や内部統制システムの整備・運用等を過去から指導してきており、グループ会社管理の枠組みは整備していたものの、グループ会社数が過大であったこともあり、グループ会社に対するガバナンスを効かせ難い構造となっていたことが本件の背景にあったものと認識しております。かかる認識の下、第4次中期経営計画で掲げた「グループ会社の組織・体制の再構築」への取り組みを徹底的に推進いたします。

また、ENEOSグループ全体で、内部監査の強化・グループ会社経営陣向けトレーニングの強化にも取り組み、グループガバナンスの実効性を向上させる取り組みを進めて参ります。

なお、本件の発生を受け、株式会社ENEOSウイングの親会社にあたるENEOS株式会社においては、グループ会社も含めた役員・従業員に対し、「カルテルリスク緊急調査（価格・入札・受注調整に関する情報交換の有無の確認等）」を実施済みであり、現時点において、重大な問題を示す事実は確認されておりません。

以 上

【参考】株式会社ENEOSウイングと当社の資本関係



<添付資料>

- ・当社の起訴および今後の対応について（株式会社ENEOSウイング）
- ・ENEOSホールディングスにおける今後の再発防止策とガバナンス強化について

2026年4月27日

当社の起訴および今後の対応について

株式会社 ENEOS ウイング

2026年4月17日、当社が、東京都に交渉窓口が存在する運送業者等向け軽油販売価格に関する独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会から刑事告発され、同日、東京地方検察庁により起訴されました。

このような事態となったことを重大かつ厳粛に受け止めるとともに、お客様、お取引先様をはじめ、関係先の皆様にご迷惑、ご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、公正取引委員会による立ち入り調査を受けた昨年5月以降、ガバナンス・コンプライアンスのリテラシーが不十分だったとの認識のもと、社長が先頭に立ち、コンプライアンス徹底に関するメッセージの発信、従業員との対話を重ねるとともに、教育・研修機会の充実、人事制度改革、組織風土改革などに取り組んでまいりました。

また、本年4月1日付で専任組織「管理本部リスクマネジメント部」を設置するとともに、親会社から、コンプライアンス、内部統制に精通した人材を主要幹部として配置し、組織・人員体制を抜本的に強化いたしました。

当社としましては、今後の調査に全面的に協力するとともに、本年4月に発足した新たな経営体制のもとで、親会社の監督・指導を受けながら、全社一丸となってガバナンス・コンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

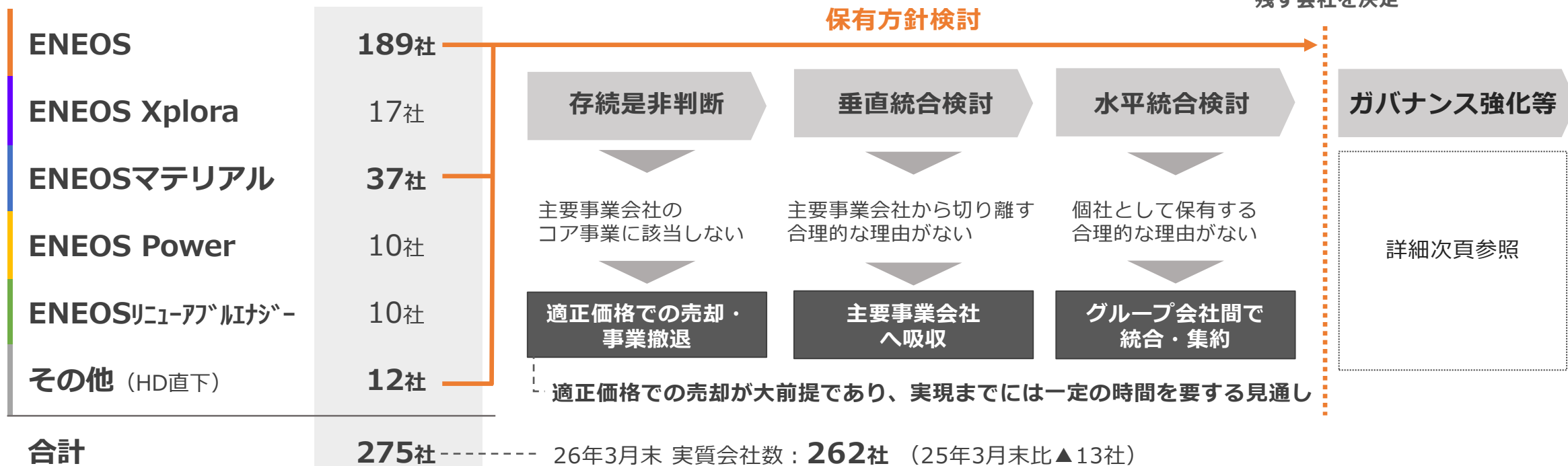
以 上

【HDにおける再発防止策】グループ会社の組織・体制再構築

- 第4次中期経営計画で掲げた「グループ会社の組織・体制の再構築」への取り組みを徹底的に推進。
… 遵法状況点検の実施や内部統制システムの整備・運用等を過去から指導してきており、グループ会社管理の枠組みは整備していたものの、グループ会社数が過大であったこともあり、ガバナンスを効かせ難い構造となっていたことが本件の背景にあったものとの認識。
- ENEOS・ENEOSマテリアル・HD直下のグループ会社につき、会社ごとの保有方針（統合/売却等）を決定の上、近日中にグループ会社削減目標を公表予定。

25年3月末 実質会社数 (ハ-パ-カンパニー116社・NIPPOグループ260社除き)

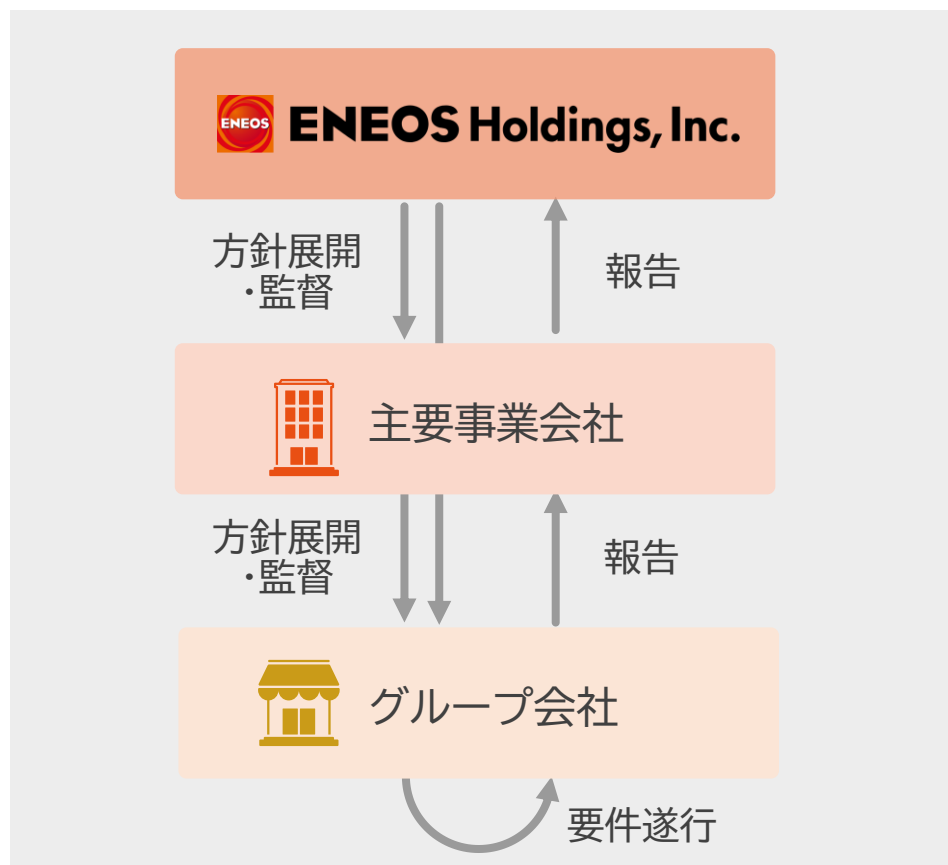
当社グループ内に
残す会社を決定



【HDにおける再発防止策】グループ会社の組織・体制再構築

- ガバナンス要件項目を定めると共に、グループ会社・主要事業会社・HD (CxOライン)が一気通貫で連携するガバナンス体制の構築に注力。当該要件項目について、KPI等も活用しながら、グループ会社の要件遂行状況を具体的な根拠をもって検証することにより、グループガバナンスを徹底。また、特に重要な項目についてはHDが各グループ会社に対して直接方針を策定・展開。

ガバナンス体制



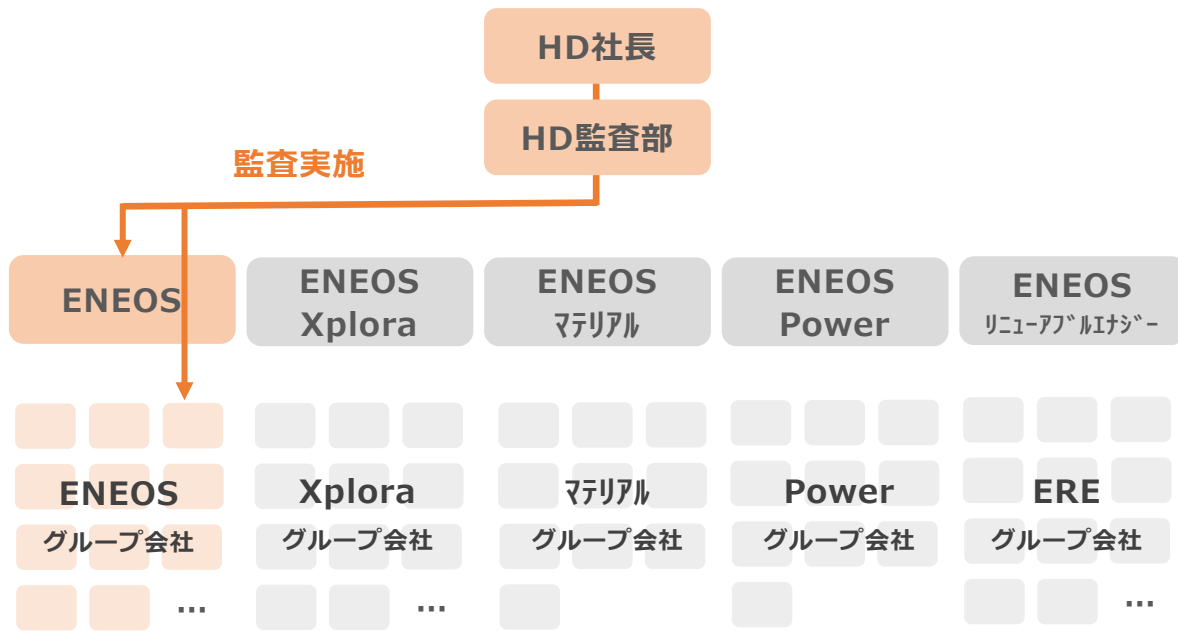
ガバナンス要件項目例

| |
|------------------|
| 経営統治・経営戦略 |
| 経営管理/財務 |
| 人材・組織 |
| オペレーション・サプライチェーン |
| 安全管理 |
| 情報・デジタル |
| 技術・知的財産 |
| リスク・コンプライアンス |

【HDにおける再発防止策】 内部監査の強化

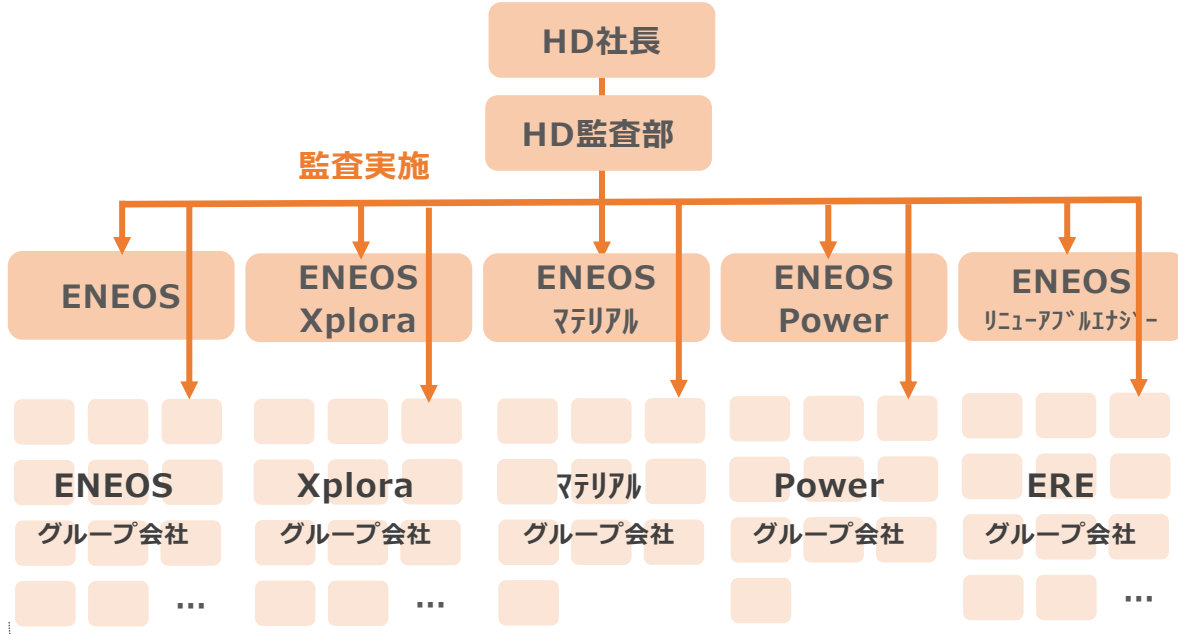
- 26年度より、HD監査部からの監査対象を広げENEOS以外の主要な事業会社およびグループ会社に対しても監査対象を拡大すると共に、往査対象会社数を大幅に拡充予定。
また、監査で発覚した事項に対し、HDリスクマネジメント部より改善状況のフォローアップを実施することで、再発防止を徹底。

これまでの取り組み（～2025年度）



23年度～25年度往査実績：14社（年4社程度）

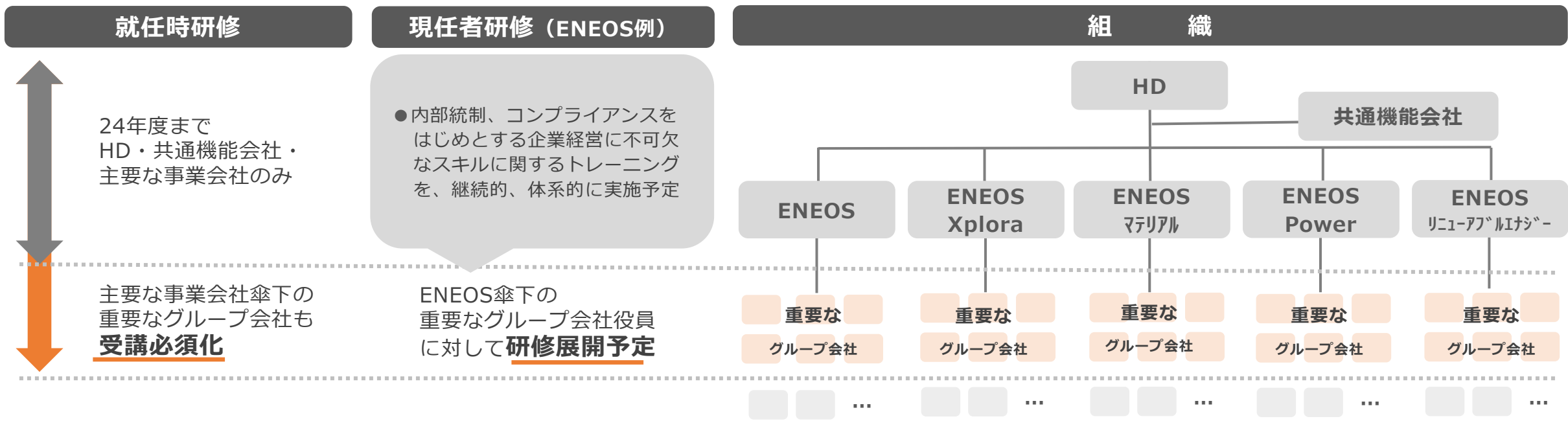
今後の取り組み（2026年度～）



26年度～28年度往査予定：約70社（年20社超）

【HDにおける再発防止策】 経営陣向けトレーニングの強化

- グループ会社経営陣のマネジメント力強化のため24年度までHD・共通機能会社・主要な事業会社の新任役員のみを対象としていた就任時研修を順次拡大。
主要な事業会社傘下の重要なグループ会社の役員に対して、就任時における役員の研修受講を必須化。
- 上記に加え、ENEOSにおいては、その傘下の重要なグループ会社の役員に対し、役員就任の前後に、内部統制、コンプライアンスをはじめとする企業経営に不可欠なスキルに関するトレーニングを、継続的、体系的に実施予定。



【ガバナンス強化】コンプライアンス推進体制の強化

- 経営会議のもとに関係役員・部長をメンバーとして設置・運営していた「内部統制・コンプライアンス委員会」を2024年度に刷新し、**各社のコンプライアンス担当役員を委員とする委員会を設置。**
… 四半期に一度の開催を通じ、**グループ全体のコンプライアンス施策の推進・情報連携を強化。**

ENEOSグループ コンプライアンス委員会 : 年4回開催

HD CCO (委員長)

主要事業会社5社のコンプライアンス担当役員

ENEOSグループコンプライアンス委員会

- ・各社のコンプライアンス活動に役立てるための施策・事案を共有
- ・グループ全体で実施すべき施策を展開する場として活用

各社 コンプライアンス委員会 : 年4回開催

HD

委員会

各部門

グループ会社

ENEOS

委員会

各部門

グループ会社

ENEOS
Xplora

委員会

各部門

グループ会社

ENEOS
マテリアル

委員会

各部門

グループ会社

ENEOS
Power

委員会

各部門

グループ会社

ENEOS
リニューアブルエナジー

委員会

各部門

グループ会社

各社コンプライアンス委員会

- ・一定の役職者*を委員とするコンプライアンス委員会を設置
*HD/ENEOSは各部門の管掌役員が委員
- ・各部門と所管するグループ会社が丸となって施策に取り組む委員会での報告
- ・年間の活動計画など、各社社長からHD経営会議にも報告

【ガバナンス強化】 内部統制活動の強化について

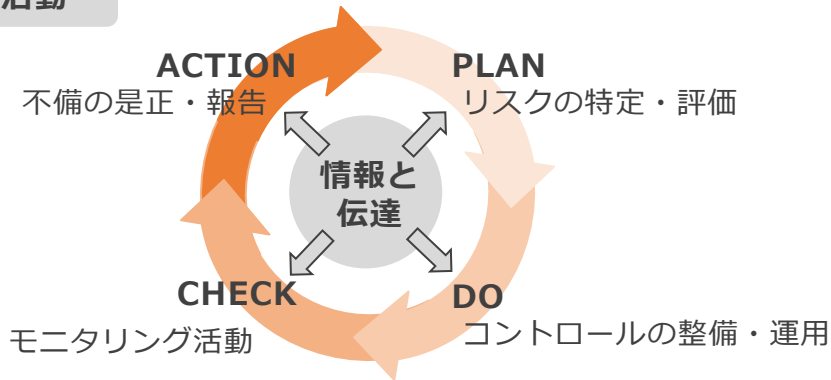
- リスクマネジメントの実効性向上に向け、グループ全体でCOSO*フレームワークに準拠した内部統制活動を推進し、不正・不祥事に対する**統制活動強化、統制環境整備 ベストプラクティスの共有**を実施。
 - … リスクベースでの内部統制活動の推進（潜在リスクの高い会社やリスクの大きい業務項目を抽出し重点評価）、ベストプラクティスの横展開、海外事業会社に対するエリア毎の選任者の設置など、更なる強化策を推進中。

* Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (トレッドウェイ委員会支援組織委員会)

内部統制活動PDCA

- 各社・各組織の自己評価をHDが受け、最終評価を実施

点検活動



統制環境：健全で、誰もが活躍できる職場環境を整備
 （トップ自ら内部統制が機能するようコミット）

- 業務を網羅的に分類し、実効的に整備・運用されているか点検

内部統制基準

… 各組織に**共通**する業務

典型的な業務類型に対し各組織が守るべきルールを定めた共有基準

| 章 | 内部統制基準 | 項目数 | 重点管理項目 |
|----|----------|-----|--------|
| 1 | 経営管理 | 5 | 1 |
| 2 | 組織権限設定 | 7 | 1 |
| 3 | コンプライアンス | 6 | 6 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 18 | IT管理 | 8 | 8 |

← **重点評価の実施**

リスク・コントロール・マトリクス(RCM)

… 各組織に**固有**の業務

目標達成を阻害する業務上のリスクを特定・評価し、低減策を設定